

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000027 原ノ町駅前駐車場管制システム借上げ
	履行場所	南相馬市原町区旭町二丁目地内
	種類	賃貸借
	概要	原ノ町駅前駐車場管制システムのリースと保守、管理を行う。
相 手 方	名称	アマノマネジメントサービス株式会社
	代表者	代表取締役 前川 龍男
	所在地	神奈川県 横浜市 港北区菊名七丁目3番22号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input checked="" type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 現在の管制システム（周辺機器一式）は、当該業者が設置しているものであり、新たな業者に変更した場合、システムの再構築や設置費用などが発生することから、当該業者の管制システムの再リースを行い、経費の節減を図るため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部都市計画課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000061 南相馬市立図書館システム借上げ（再リース）
	履行場所	南相馬市立中央図書館、南相馬市立鹿島図書館、南相馬市立小高図書館、南相馬市役所
	種類	賃貸借
相 手 方	名称	富士通リース株式会社 東北支店
	代表者	支店長 山内 和也
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区中央三丁目2番23号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input checked="" type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 現在使用している図書館システムのリース期間が終了することに伴い、システムの使用状態が良好であり、これまでの金額と比較して著しく有利な金額で再リースを行うことが可能となるため、当該業社との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局中央図書館 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000088 南相馬市立小中学校図書室クラウド型学校図書館サービス利用契約
	履行場所	南相馬市内公立小中学校
	種類	賃貸借
	概要	南相馬市立小中学校における学校図書を管理システムにより電算管理するためのクラウド型サービスを使用する。
相 手 方	名称	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 東北支社
	代表者	支社長 三戸 裕行
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町一丁目1番41号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 市立中央図書館では株式会社図書館流通センターからの蔵書購入を行い、バーコード管理と図書情報の提供を受けているとともに富士通のシステムによる図書管理を行っている。このことから、図書館流通センターにおける図書購入及び図書情報の利用や学校と図書館の連携を図るとともに市内における図書の統一的な管理を行うため、図書館と同様の蔵書管理が可能な事業者である当該事業者と随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000142 小中学校体育館清掃用具借上げ
	履行場所	市内小中学校18校
	種類	賃貸借
	概要	市内小中学校体育館で使用する清掃用具等について借上を行う。
相 手 方	名称	株式会社エネルギー生活市場
	代表者	代表取締役 洪佐 寿彦
	所在地	南相馬市 原町区本町3-72-3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、市内小中学校体育館において使用する清掃用具等について、衛生環境を保つために賃貸借契約を行うものである。市内業者における取扱いが上記業者のみのため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局教育総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000154 令和2年度スポーツ施設予約管理システム借上げ
	履行場所	市民生活部スポーツ推進課
	種類	賃貸借
	概要	市内スポーツ施設の予約管理をするために必要なシステムを利用する。
相 手 方	名称	株式会社福島県中央計算センター
	代表者	代表取締役社長 星 春男
	所在地	福島県 福島市 新町7番22号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は市内スポーツ施設の予約管理システム利用業務であるが、当該システムを取り扱っている唯一の業者であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部スポーツ推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000181 設計積算システム利用契約
	履行場所	南相馬市役所
	種類	賃貸借
概 要	設計積算システムの運用・支援を行っている一般財団法人ふくしま市町村支援機構より提供されている設計積算システムを利用するもの。	
相 手 方	名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 遠藤 雄幸
	所在地	福島県 福島市 中町7番17号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	福島県土木部よりシステムの開発・運用の委託を受けている一般財団法人ふくしま市町村支援機構と利用契約を結ぶ以外に、福島県の積算基準・単価等を使用した設計積算システムの利用が不可能であるため、上記業者（機関）との随意契約としたい。	
工事等担当課名 [建設部土木課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000229 eLTAX審査システム借上げ
	履行場所	税務課
契 約 内 容	種類	賃貸借
	概要	地方税ポータルシステム（eLTAX）を通して送受信した電子申告及び各種届出等のデータを審査し総合行政システム（税基幹システム）に取込むために必要なシステム、また地方税ポータルシステム（eLTAX）から配信される所得税の確定申告書等の電子的データの送受信に必要な国税連携システムを借上げる。
相 手 方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、現在市で使用している税基幹システムの開発業者で、今回借り上げる審査システムは、当該基幹システムと送受信等ができるものでなければならず、この税基幹システムと送受信等が行えるのは当該業者の審査システムのみであることから、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000367 RPAツールライセンス購入
	履行場所	総務課
契 約 内 容	種類	業務委託
	概要	RPAツールライセンス購入 UiPath株式会社 RPAツール「UiPath」 UiPath Attendet Robot (AR) 10ライセンス UiPath Studio(ST) 3ライセンス ライセンス期間は令和2年8月9日から令和3年8月8日までとする。
相 手 方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 井上 望
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 シナリオ作成に使用するRPAツール「UiPath」はリセラー（販売業者）から購入する必要があるが株式会社日立システムズは、技術力、サポート力の評価が最も高いリセラーとして認定されており円滑な導入を行うことが可能となる。 また、現在RPAツール上で動作する業務自動化プログラムの開発を当該業者に委託しており、プログラムが動作するようにRPAツールの設定を行う必要があるため、当該業者との随意契約としたい。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000440 南相馬チャンネルライブ放送用中継機購入
	履行場所	総務部総務課
	種類	物品
	概要	既存のライブ放送用中継器が故障したため、新たな中継機を調達し、南相馬チャンネルの安定的な放送を図る。
相 手 方	名称	有限会社フィッシュアイ 南相馬スタジオ
	代表者	代表取締役 高橋 秀忠
	所在地	南相馬市 原町区二見町一丁目42-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 南相馬チャンネルのライブ中継を行うためには、撮影用カメラ、映像配信サーバー及び撮影した映像データを配信用サーバーに転送するための中継機器の3つの機材を一体的に運用する必要がある。このため、今般調達する中継機は、既に運用されている撮影用カメラ、映像配信サーバーとの互換性を有する必要がある。 上記の互換性を有する中継機を販売するメーカーは、国内で三信電気株式会社のみであり、当該メーカーの製品を取り扱える代理店は、市内で当該業者1社のみであることから当該業者との随意契約としたい。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000442 南相馬市立小中学校情報機器購入
	履行場所	教育委員会教育委員会事務局学校教育課
	種類	物品
概要	南相馬市内小中学校に対して、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するために、学習者用タブレット端末等のICT機器を整備する。 (※事前着手については、令和2年5月20日付け2文科初第248号の通知文にて認められている。)	
相 手 方	名称	エスジェイビ有限責任事業組合
	代表者	ダイコー株式会社代表職務執行者 大内 正幸
	所在地	南相馬市 原町区錦町1丁目154
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 南相馬市では、令和元年度に文部科学省が公表した「GIGAスクール構想」で掲げられた「児童生徒1人1台端末整備」を実施するにあたり、当初は4か年（令和2年度～令和5年度）での整備を計画していた。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業となる小中学校の児童生徒の家庭学習にも、この端末を活用できるように、国が令和2年度補正予算にてその計画の前倒しのための予算が計上され、閣議決定（4月30日（木））されたことにより、4か年で3,405台整備予定だったものを、令和2年度の1か年で全て整備することになった。 このことから、市内の一事業者がこの台数を一括で納品することは困難なため、各事業者が連携して納品することが可能となる当該組合と随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。